

## 所得制限限度額

### (1)所得制限限度額表

扶養親族等の数	受給者本人	配偶者・扶養義務者
0人	4,596,000円	6,287,000円
1人	4,976,000円	6,536,000円
2人	5,356,000円	6,749,000円
3人	5,736,000円	6,962,000円
4人	6,116,000円	7,175,000円
5人以上	以下380,000円ずつ加算	以下213,000円ずつ加算
所得制限限度額に 加算するもの	特定扶養親族または16歳～19歳未満の特定扶養親族がある場合は、 25万円/人 70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族がある場合は10万円/人	老人扶養親族がある場合は、 6万円/人(ただし、扶養親族がすべて老人扶養親族の場合は1人を除く)

### (2)所得から控除する額

#### ●所得額の計算方法

所得額 = 年間収入金額 - 必要経費(給与所得控除額等) - 8万円(※) - 下記の控除額

控除の種類	控除額
障害者控除・勤労学生控除・寡婦控除	27万円
ひとり親控除	35万円
特別障害者控除	40万円
給与所得又は公的年金に係る所得がある場合	最大10万円
雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除、配偶者特別控除等	相当額

※社会保険料分として8万円が一律控除されます。